

総務省

料金設定の在り方に関する研究会 事務局 御中

平成15年2月21日

ケーブル・アンド・ワイヤス IDC (株)

2月14日、中継接続の関係で英国の状況についてお問い合わせいただきましたが、以下にて御回答申し上げますので宜しくお願い致します。さらに御質問があれば喜んで調査いたしますのでなんなりとお申しつけください。

1. まず、前提となる事実の確認ですが、固定 - > 携帯の中継サービスはごく当たり前のサービスとして英国において提供されています。かつ、固定側の料金設定によりサービス提供されております。付け加えれば、この状況はフランス、ドイツ等の欧州諸国でも同様です。
2. 英国においては、固定 - > 携帯の中継サービスは、すべて発近端接続(Nearest Point Hand-Over)で行われております。CDEコードルーチングは行われておりません。
3. 従って、英国において中継事業者は、携帯事業者さん云うところの「ワンタッチ程度の接続」で最寄りのPOIに接続呼を折返しただけです。
4. なお、英国においては、「ワンタッチ程度の接続」であるが故に中継接続サービスは非効率である、あるいは存在価値がないかのような議論は一切ないとのこと。また、中継事業者によりすべてのサービスが提供されれば利用者はワンビルですべての料金請求 / 支払がなされるわけであり、利用者利便という点からは中継接続サービスは有意義なサービスと考えられています。

以上

料金設定の在り方に関する研究会 御中

平成 15 年 2 月 26 日
ケーブル・アクト・ワイヤス IDC 株式会社

追加質問へのご回答

ご質問いただき誠にありがとうございました。以下のとおり回答いたしますので宜しくご検討くださいますようお願い致します。

記

【追加質問】

N T T 東西は、自社の加入電話は『直収』であるから、自社が料金設定すべきであり、また中継接続を導入すべきではないとの意見である。しかしながら、N T T 東西の加入電話は、マイラインが導入された後は、一般の直収と異なり、他の電気通信事業者にとっての共通のアクセス回線としていることから、明らかに一般の直収とは異なる位置付けにあると理解すべきではないか。

【回答】

N T T 東西殿の見解は弊社としてまったく受け入れがたいものです。ご質問の中でも触れられているように、N T T 東西殿の加入者回線は一般の直収回線とは異なる位置付けにあると理解すべきです。

N T T 東西殿の加入者回線は他の通信事業者が接続できなければ事業が成り立たない公共性の高いインフラです。N T T 東西殿はその加入者回線を自己の直収回線と考えるべきではなく、それをN T T 東西殿自身が利用する場合は、他の事業者がそれを利用する場合と同じ条件下でのみ利用できるとされるべきです。従って、N T T 東西殿の「利用部門」が中継事業者という位置づけで「加入者回線管理部門」と相互接続するという形でその直収回線を利用することが出来るとされるべきです。これによってのみ、N T T 東西殿と他事業者との公正競争の確保が可能となります。

N T T 東西殿が直収回線として料金設定権を持つとすると、固定 携帯サービスは事実上、N T T 東西殿の独占となる可能性が強く（090発信の固定 携帯呼はすべてN T T 東西殿の料金設定呼となることを想定しています）、公正競争上重大な問題があると考えます。これが認められた場合、固定発中継接続を行おうとしている中継事業者は、事業者識別番号を余分にダイヤルしてもらわなければならないというハンディを背負わされることになり、中継接続サービスの出現を全て否定するかのような状況になってしまうと考えます。

以上